

農作物共済(水稲)のご加入にあたって

〈重要事項説明書〉



この説明書は、水稲共済への加入にあたり、加入される皆さんにあらかじめご承知いただきたい重要事項を整理したものです。加入申込みの際、ご確認願いますとともにこの説明書で不明な点がございましたら、山口県農業共済組合（以下、「組合」といいます。）にお問い合わせください。

ご加入についての事項

・加入申込みと共済関係の成立

水稲共済の共済関係は、組合共済規程で定めた面積30アール以上の場合、当然に共済関係が成立します。（当然加入）

ただし、この基準は都市計画法に規定する市街化区域内又は都市計画区域内における用途地域内の耕地の水稲については、次式により算定し、30アール以上の場合に判断します。

$$\text{市街化区域又は用途地域内の耕地の面積} \times \frac{30}{40} + \text{市街化区域又は用途地域外の耕地の面積}$$

・水稲共済細目書異動申告書の提出

- (1) 組合員は必要事項を記載した水稲共済細目書異動申告書を3月31日までに組合に提出するよう共済規程で定められていますが、「水稲生産実施計画書及び営農計画書兼水稲共済細目書異動申告票」となっている場合は、各地区で定められる提出期日になります。
- (2) 記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその内容を組合に通知してください。
- (3) 全相殺方式、品質方式を選択される場合には、一定の加入要件があります。
- (4) 以下の事項に当てはまる場合は、その耕地を「引受不適格耕地」として、引受対象から除外させていただきます。
 - ① 共済事故の発生することが相当の確実さを持って見通されること。
 - ② 基準収穫量及び基準生産金額の正確な決定が困難であること
 - ③ 損害額の適正かつ円滑な認定が困難であること。
 - ④ 収穫物が未成熟のまま収穫されること（例：青刈り）
 - ⑤ 通常の肥培管理が行なわれず又は行なわれないおそれがあること。

・共済責任期間

移植期から収穫するに至るまでの期間です。（ただし、その地域の通常の時期が原則です。）

・基準収穫量

天候や肥培管理などが普通のものとして期待される収量で、一筆、半相殺は収量等級をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。全相殺方式は、組合員の過去5ヵ年の出荷実績をもとに、10アール当たり基準収穫量を算定します。品質方式は、組合員の過去5ヵ年の出荷実績をもとに、価格を指数化し

た「品質指数」を加味した上で10アール当たり基準収穫量を算定します。

・共済金額

共済責任期間中に補償される最高限度額です。

一筆方式の場合（耕地ごとに算定します。）：農林水産大臣が定める1kg当たり共済金額（以下、「単位当たり共済金額」という。）×耕地ごとの基準収穫量の70%又は選択された補償割合

半相殺方式の場合（農家ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の80%又は選択された補償割合

全相殺方式の場合（農家ごとに算定します。）：単位当たり共済金額×耕地ごとの基準収穫量の合計の90%又は選択された補償割合

品質方式の場合（農家ごとに算定します。）：産地別銘柄ごとの基準生産金額の合計×付保割合

・単位当たり共済金額

共済事故等の種別等（引受方式、補償割合）、単位当たり共済金額は、農林水産大臣が定めた金額のうち1つを選択できます。申し出のない場合は、共済規程により一筆方式・5割補償、国の定める共済金額のうち最低の額を選択したことになります。

共済事故についての事項

共済責任期間中に発生した損害で補償の対象としている事故（以下「共済事故」といいます。）は、次のとおりとなっています。

- ① 風水害、干害、ひょう害、冷害、凍霜害、暖冬害、寒害、雪害、雨害湿潤害、土壌湿潤害、地震害、雷害、噴火の害、地すべりの害、その他気象上の原因による災害。
- ② 火災
- ③ 病害
- ④ 虫害
- ⑤ 鳥害
- ⑥ 獣害

支払責任のない損害

共済責任期間中に共済事故によって発生した損害であっても、次の場合には共済金の全部又は一部につきをお支払いできないこ

とがありますのでご留意願います。

- ① 戦争その他の変乱によって生じた損害
- ② 共済目的の性質又は瑕疵によって生じた損害
- ③ 組合員又はその法定代理人の故意・重大な過失・法令違反による損害
- ④ 組合員と同じ世帯に属する親族の故意による損害(その親族が組合員に共済金を取得させる目的がなかった場合を除く)
- ⑤ 水稲共済細目書異動申告票の提出や記載内容変更が生じたときの通知を怠り、又は悪意又は重大な過失によって不実の記載をしたとき
- ⑥ 植物防疫法の規定に違反した場合には、その結果通常すべき損害の額については、共済金の支払い義務がありません。
- ⑦ 農業災害補償法に規定により栽培方法に応ずる区分が定められた農作物につき、その栽培方法をその定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常すべき損害の額については、共済金の支払い義務がありません。

共済金の支払いについての事項

損害評価を行い、農林水産省より定められている諸手続き、認定等を経て、次の額をお支払します。

・一筆方式

選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：耕地ごとの共済事故により減収した量のうち、基準収穫量の30%又は選択された支払開始損害割合を超えた数量(kg)

・半相殺方式

選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：農家ごとに共済事故により減収した量の合計のうち、基準収穫量の20%又は選択された支払開始損害割合を超えた数量(kg)

・全相殺方式

選択された1kg当たり共済金額×共済減収量

共済減収量：農家ごとに共済事故により減収した量と増収した量を相殺した減収量の合計(出荷数量等調査により把握した生産量)のうち、基準収穫量の10%又は選択された支払開始損害割合を超えた数量(kg)

・品質方式

$(\text{共済限度額} - \text{生産金額}) \times (\text{共済金額} \div \text{共済限度額})$

共済限度額：基準生産金額×90%又は選択された補償割合
ただし、農家ごとに、災害による減収又は品質の低下を加味した実収穫量が、基準収穫量を下回り、かつ生産金額が特定農作物共済限度額に達しない場合。

共済金が支払えない場合についての事項

次のような場合には、共済金の一部または全額をお支払いできないことがあります。

- ① 組合員が通常すべき管理、損害防止義務を怠って生じた損害
- ② 組合員が損害発生の通知を怠り、又は故意・重大な過失によっ

て事実と反する通知をしたとき

- ③ 組合員が損害防止の指示に従わなかったとき
- ④ 正当な理由がないのに共済掛金の払込みを遅延したとき

加入者の義務についての事項

・損害発生通知

組合員は、共済事故が発生したとき及び共済金の支払いを受けるべき損害があると思われたときには、遅滞なく組合に事故発生の通知をお願いします。その通知がない場合、適正な損害評価が行われず、減収量の算出ができなくなりお支払いできなくなることがあります。

・損害防止の義務

組合員は、共済目的(水稲)について通常すべき管理、その他損害防止に努める義務を有し、通常すべき肥培管理等の不良による減収は、共済事故以外の減収として分割評価を行い、共済減収量から差し引くことがあります。

また、損害防止の必要な措置について、組合からお願いする場合がありますのでご留意願います。

個人情報の取扱いについての事項

(1) ご加入の内容、加入申込書記載事項やその他の知り得た情報については、組合・農林水産省が引受の判断、共済金等の支払い、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、この契約に関する個人情報は、組合が実施する他の共済のご案内等のために業務に必要な範囲で利用することがあります。

(2) 法令により必要とされた場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合及び個人情報の利用目的のために業務を委託する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することがあります。

その他の事項

組合は、行政庁の指導のもと、事業の健全な運営に努めるとともに、共済金の確実な支払いに努めていますが、財務状況によっては共済金等の支払額が削減されることがあります。